

## 入 札 公 告

平成 29 年 5 月 29 日

下記のとおり一般競争入札に付します。

フードバレーとから推進協議会  
会長 米沢 則寿

### 1 入札に付する委託業務

#### (1) 件 名

フードバレーとから産業振興支援コーディネータ委託業務

#### (2) 業務内容

委託業務仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約日より平成 30 年 3 月 9 日（金）まで

### 2. 入札参加に必要な資格

応募者は入札の参加にあたり、その業務に相応しい社会的信用、安定して運営できる企画力、技術力、資金及び経営能力等を備えた企業、法人、団体またはその複数による連合体（以下「企業等」という。）とし、次に該当する企業等とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない）に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 帯広市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 市町村税及び消費税、地方消費税、法人税を滞納していないこと。
- (5) 十勝管内に本社又は営業拠点を有する企業等であり、平成 29 年 5 月 29 日現在、引き続き 2 年以上事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者には該当しないこと。
- (8) 十勝管内における農林水産業（第 1 次産業）、食品加工製造業（第 2 次産業）、飲食サービス業（第 3 次産業）等の幅広い事業者とネットワークを有していること。
- (9) 道内外の企業に対するマッチングや商談会、講演会のコーディネートを行う事業について、官公庁受託実績があり、適切に業務を完了した実績があること。

### 3. 参加資格申請

一般競争入札の参加資格を審査するために、以下のとおり申請すること。(郵送可)

ただし、帯広市の指名業者として登録されている場合については、提出書類イ～キを省略できるものとする。

- (1) 提出期間 平成 29 年 5 月 29 日から平成 29 年 6 月 5 日までの「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。
- (2) 提出先 フードバレーとかち推進協議会事務局  
(帯広市役所 7 階産業連携室 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地)
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。ファクシミリ等による提出は受け付けない。
- (4) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格審査申請書（押印すること）  
イ 会社定款又は寄付行為  
ウ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書  
エ 会社概要書  
オ 経営状況を説明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録など直近のもの）  
カ 完納証明書（本社の法人税、消費税及び地方消費税、市町村税の滞納がないことの証明）の写し  
キ 部署等の組織図等（本業務を受注する場合の部署等の組織図、その業務実施体制（役職、職種、人数、担当業務を明記のこと））  
ク 事業実績調書（本事業と同種又は類似事業の実績）
- (5) 入札参加資格審査の結果については、平成 29 年 6 月 6 日に通知する。
- (6) 申請手続きを提出期間までに行わなかった者及び入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができない。

### 4. 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、平成 29 年 6 月 7 日までに会長（提出先 フードバレーとかち推進協議会事務局）に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受け付けない。
- (2) 前記の説明を求めた者に対し平成 29 年 6 月 8 日までに書面により回答する。

### 5. 入札日時、場所

- (1) 入札日 平成 29 年 6 月 8 日（木）午後 13 時 00 分
- (2) 場 所 帯広市役所（帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地）  
※入札場所の詳細については入札参加資格審査の結果に合わせ通知します
- (3) 開 札 即刻実施
- (4) 入札にあたっての注意事項

入札前に委任状等の確認を行うため、必要な者は開始時間の 10 分前までに来所すること。

## 6. その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

免除

### (3) 入札の記載等

入札書は、別添の様式とし、必要事項を記載、押印して使用すること。金額については、消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額から 108 分の 100 に相当する金額を入札書にそれぞれ記載すること。なお、契約書に記載する金額については、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てる。）を記載される。

### (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

### (5) 落札者の決定方法

入札書に記載された金額が最低金額となった者を落札者とする。

## 8. 担当

フードバレーとから推進協議会事務局

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所産業連携室内

電話 0155-65-4163